

防災対策条例調査特別委員会

(平成30年8月27日)

○ 小林博次委員長

それでは、おはようございます。ただいまから防災対策条例調査特別委員会を開かせていただきます。

傍聴の方が3名入られております。

きょうの流れですが、3点あります。1点目は（仮称）四日市市防災対策条例の中でパブリックコメントに対する回答案、これの審査。それから、二つ目が四日市市自治会連合会の会合がございますが、そこに出席要請が来ていますので、その件。それから、その次は今後の開催についてということで、本日のところ進めさせていただきます。

それでは、まず第1点目のパブリックコメントに対する回答案、これは前回のご論議を踏まえて回答案と条例素案の一部の修正を行いましたので、事務局より修正箇所の説明をさせます。また、行政要望案に、平成30年7月豪雨に関する事項を追加しましたので、あわせて説明をいたさせますので、よろしく願いいたします。

それでは、事務局、説明してください。

○ 伊藤議会事務局主事

議会事務局、伊藤と申します。

では、まず、回答案の修正文についてご説明をさせていただきたいと思えます。

右上に資料1とありますA3資料のほうをごらんください。こちら、左側の部分のご意見、中央部分が修正前の回答案、右側が修正後の回答案となっております。また、文章中の取り消し線のある部分が削除、下線のある部分が追加、変更を意味しております。なお、マーカー部分につきましては、要点をご確認いただく用途として記しておりますので、修正部分に直接関連するものではございません。

では、修正理由と内容を簡単に説明させていただきます。

まず、左側、ナンバー14の各条項の現状、進捗状況を尋ねるご意見への回答につきましては、本市の取り組み姿勢というものが消極的な表現となっていたため、条例解説に一部示していることの説明の追加、全てを把握していないというところを、把握することが困難との変更を行いました。

続きまして、ナンバー17のなぜ議員提案条例としたかを尋ねるご意見への回答につきま

しては、ご意見の後段にあります。具体的な要望を受ける一文を追加いたしました。

続きまして、ナンバー19のなぜ政策条例としなかったかを尋ねるご意見への回答につきましては、やや過剰な表現部分を、条例全文の内容と整合性をとる形に変更いたしました。

続いて、ナンバー20の共助との連携強化などの政策を推進してほしいとのご意見への回答につきましては、共助の発揮には行政の支援が不可欠としていた部分を、重要とする形に変更いたしました。

続いて、ナンバー26の避難所と緊急避難場所をそれぞれ定義づけすべきとのご意見への回答につきましては、条例案のままとする結論を引き継ぎながら、本市として緊急避難場所の指定を行っており、それらの周知を図っているという現状を踏まえた回答に変更いたしました。

続いて、ナンバー33の避難所等を緊急避難場所及び避難所に変更すべきとのご意見への回答につきましては、先ほどのナンバー26と同様の内容に変更し、また、災害情報を災害危険情報に変更すべきとのご意見への回答につきましては、条例案のままとする趣旨を引き継ぎながら構成を変更いたしました。

続いて、めくっていただいて、左側、ナンバー57の雨による対策の実施状況について尋ねるご意見への回答につきましては、今回の修正によって、水害対策、土砂災害対策を条項として設置したことを内容とし、また、災害状況に応じた対策を詳細に記すことについて尋ねるご意見への回答につきましては、災害状況に応じた具体的な対策は条例ではうたわれないというような内容とすることとしました。

ナンバー58の緊急避難所への支援項目を追加すべきとのご意見への回答につきましては、緊急避難所に指定された自治会の集会所に対し一部補助として実施しているという現在の状況説明を前文として追加いたしました。

最後、ナンバー75の表題を「指定避難所の開設等」とすべきとのご意見への回答につきましては、あらゆる可能性を含むことを理由に条例案のままとする内容に変更いたしました。

続いて、第2項の「市民及び市は」が不適當とのご意見への回答につきましては、市民は地域をよく知る住民だけではなく、全市民を意味することを理由に条例案のままとする内容に変更いたしました。

三つ目の3項の表現が不適當とのご意見への回答につきましては、前段に条文の趣旨を説明する一文というのを追加いたしました。

修正内容は以上となります。

また、めくっていただくと、資料2、A4横資料として、先ほどの修正内容を反映した回答案全文を用意させていただいております。こちらは、説明のほうはさせていただかないですけれども、確認用としてご活用ください。こちらにもマーカーによって要点を記しておりますけれども、回答公開時には取り去ることで予定をしております。

また、紙では今回ご用意はしておりませんが、タブレットにて条例の、こちら、意見募集の時点の条例案と骨子案、また、最新時点の条例案と骨子案をご確認いただけます。

回答案の修正としては以上となります。

○ 小林博次委員長

説明はお聞きいただいたとおりでございます。

質問とかご意見があれば出してください。

パブリックコメントに対する回答としては、前回に引き続いて修正させていただきましたが、こんなことでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 小林博次委員長

じゃ、このように回答をさせていただきます。

その次に移りたいと思います。

前回いただいたご意見の中で、22、避難所の整備、これについて……。

それから、条例案の修正が一部ありますから、事務局から説明させます。

○ 伊藤議会事務局主事

重ねて失礼いたします。

先ほどは回答案の修正のほうをご説明させていただきましたけれども、続いて、条例の素案の修正部分についてご説明をさせていただきます。

こちら、A4の資料3のほうをごらんください。こちらのほうも前回の委員会でのご議論を踏まえ、正副委員長でご検討いただき、修正のほうをいただいております。

こちら、表紙のほうに修正の概要を記載しております。

では、まず、2ページをご確認ください。まず、前回、第25条、土砂災害対策を設置したことにあわせ、第2条、定義、災害の例示列举に土砂災害を含めてはどうかとのご意見をいただきました。これを踏まえまして、第2条、定義、災害の例示列举に崖崩れ、土石流、地すべりを追加する調整をいただきました。追加した文言は災害対策基本法などを参考としております。

続いて、2点目が、第18条、自主防災活動への支援の第1項解説部分でございます。こちら、3ページのほうをご確認ください。

前回、自治会を自主防災組織の主体として追加する関係から、自主防災組織の結成に関する記述を削除した点につきまして、自主防災組織の結成が重要なことに変わりはなく、記述を残すべきとのご意見をいただきました。これを踏まえまして、文章の構成を変更した上で、削除していた部分を回復させる整理をいただきました。該当部分を読み上げさせていただきます。

解説、第1項関係、自主防災組織とは、地域の皆さんが協力・連携し、災害から自分たちの地域は自分たちで守るために活動することを目的に結成された組織です。市内での自主防災組織の結成状況は、結成隊数が642、結成率95.6%（平成30年4月現在）となっています。

続きまして、第5ページをご確認ください。

こちら、第24条、水害対策の第1項解説部分の表でございます。こちら、趣旨がわかりやすく伝わるように説明を追加する形での整理をいただいております。該当部分を読み上げさせていただきます。

風水害については、気象・水象情報の収集分析により災害の危険性をある程度予測することが可能なことから、災害発生前の対策が極めて重要です。本市は、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等を行っていきます。また、流域全体として総合的な治水を推進するため、河川の改修を初め、調整池の設置や下水道の建設及び整備拡充等の対応策を、国や県と連携し、協働しながら進めていきます。

追加部分は以上となります。

続きまして、第7ページをごらんください。

こちら、第25条、土砂災害対策の条文と解説のほうに変更を加えてございます。まず、条文中の市民という文言につきましては、従来の市民と市民等の使用基準というものを踏

まえまして、通勤、通学者を含む市民等に変更を行う整理をいただきました。また、解説につきましても、第2条、定義、災害の土砂災害の例示列举の追加をあわせまして、文言の統一というものを行ったところと、土砂災害対策に密接に関連する文言であります急傾斜地崩壊危険区域、急傾斜地崩壊危険箇所の説明の追加。趣旨がわかりやすく伝わるような説明の追加というものの整理をいただいております。

こちら、解説部分は多く修正してございますので、全て読み上げさせていただきます。

解説。崖崩れ、土石流、地すべりなどの土砂災害は、災害の発生予測が難しく、発生と同時に大きな被害をもたらします。また、大規模な地震や豪雨等が原因となることが多く、二次災害として発生することによる被害の拡大が懸念されます。

近年は、長時間にわたり豪雨をもたらす集中豪雨が相次いでおり、それらが原因となって発生する土砂災害も深刻化しています。平成30年7月豪雨では、広島県などで土砂災害が発生し、多くの方が犠牲となり、道路や鉄道にも大きな障害をもたらしました。本市においても同規模の集中豪雨が発生した場合には深刻な土砂災害が発生するおそれがあります。

本市は、崖崩れ、土石流、地すべりなどの土砂災害から、市民等の皆さんの安全を確保するため、国、県、防災関係機関と連携し、危険箇所の把握・周知を行うとともに、警戒避難体制の整備など、総合的な土砂災害対策を推進することを本項で規定しました。

土砂災害対策では、土砂災害の発生原因となる急傾斜地については急傾斜地法、土砂災害の被害を受けるおそれのある地域については、土砂災害防止法に基づき、県が危険箇所や警戒区域を指定することでその対策が図られることとなります。急傾斜地には、崩壊対策工事や地権者等への行為制限を行うための急傾斜地崩壊危険区域、警戒避難体制を整備するための急傾斜地崩壊危険箇所が指定されています。土砂災害の被害を受けるおそれのある区域には、開発や建築の規制を行うための土砂災害特別警戒区域、警戒避難体制を整備するための土砂災害警戒区域が指定されています。

本市は、県が指定する危険箇所や警戒区域を示した防災マップなどを活用した啓発活動によって、市民等の皆さんへ注意喚起を行っていきます。また、災害発生時において、危険箇所の周知や適切な応急対策を行えるよう、パトロール等によって被害状況の把握を行う警戒避難体制の整備を実施してまいります。本市はソフト対策を主に担うこととなりますが、土木工事などのハード対策についても国や県への要請を通して、適切な対策の実施を推進してまいります。

急傾斜地崩壊危険区域は、急傾斜地で、崩壊のおそれがあるため、崩壊対策工事や一定の行為制限を必要とする区域として県が指定した区域を言います。指定基準は以下のとおりです。

高さが5 m以上であること。傾斜度が30度以上であること。原則として、被害想定区域内に5戸以上あること。5戸未満でも、官公署、学校、病院、旅館等に危害が生じるおそれがあること。

急傾斜地崩壊危険箇所は、調査により土砂災害が発生するおそれのある箇所として整理したもので、傾斜度30度以上、高さ5 m以上の急傾斜地で、その斜面が崩れた場合に被害が出ると想定される箇所を言います。急傾斜地崩壊危険区域とは異なり、調査結果を周知することで、適切な自主避難の実施や警戒避難体制の確立がなされることを目的としています。

土砂災害特別警戒区域は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

土砂災害警戒区域は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域であり、県が指定し、本市が警戒避難体制等を整備します。

条例3の修正箇所としては以上となります。

○ 小林博次委員長

ありがとうございます。

続いて、要望のほうも。

○ 伊藤議会事務局主事

続いて、行政要望の追加の項目についても読み上げのほうをさせていただきます。

資料④のA3資料のほうをご確認ください。

こちら、8点目のほうに、平成30年7月豪雨の反省を踏まえた対策の実施というものを追加しております。読み上げさせていただきます。

平成30年7月豪雨では、早期の避難が実施されなかったことが被害を拡大させる大きな要因となった。行政が災害情報の周知を怠り、十分に危機を伝えられなかった責任は大き

い。本市においても、反省を踏まえ、災害情報の把握や周知、情報伝達体制などを見直す必要がある。

氾濫の危険性が高い地域における詳細な浸水想定を調査し、周知を図るとともに、災害時において、事態に即した緊急性が伝えられる情報伝達体制を構築すべきである。側溝や用水路の清掃を推進するなど、日ごろから浸水リスクを引き下げる対策もあわせて実施すべきである。

また、土砂災害を引き起こすおそれのある危険箇所が、民間所有であることを理由に放置されないよう、本市として取り得る対策について検討すべきである。

以上となります。

○ 小林博次委員長

説明はお聞きいただいたとおりです。まず、条例素案の一部修正について、ご質疑があればお受けしたいと思います。ご質疑、ご意見があれば出してください。

(なし)

○ 小林博次委員長

大体皆様のご意見を反映させていただいて、提案のとおり修正をさせていただきました。

これでよろしいですか。

(異議なし)

○ 小林博次委員長

ありがとうございます。

それで、その次に、行政要望で、この前からご説明しています8点目、平成30年7月豪雨の反省を踏まえた対策の実施ということで文章をまとめさせていただいています。これについてもこんなようなまとめ方でよろしいでしょうか。

○ 早川新平委員

この8番に関してはこれでいいと思っていますけど、冒頭からも、そのパブコメに対する回答案の26番とも関連してくるんですけれども、要は、26番のパブコメに対する意見というのは、避難所と避難場所の正確な意味を丁寧に説明するよう要望するというご意見をいただいています。同じように、この8番の中でも早期に避難が実施されなかったことというので、市民の皆さんの中では、どこへ避難したらいいんや、緊急避難所なんか、指定避難所なんかというのは、僕は非常にわかりにくいところがあると思うんですわ。

そこを例えば条例で、今回こうやったら、一番最初に、指定避難所とは緊急避難場所とはということ。それが結構ごっちゃになっているところと兼ねているところと、津波避難ビルというのは結構わかりやすいんですけども、それ以外がどうも、私でもわかりにくいし、地域の方の公会堂とかセンターとか、これは何になっておるのやということが正直、理解が非常にわかってみえない市民さんがみえて。こういうときにはこっちなんだよねということ、物の意味を条文の中の最初なり言葉の、いつも委員長おっしゃっているのは、小学校3年生でもわかるような言葉で書けて、僕はそれは共感するんやけど、言葉だけひとりで動いて行って、理解されずにというところが非常にわかりやすいので、津波避難ビルのように、このときはってわかりやすいんですけど、指定避難所とか緊急避難場所とか、そこを何とか文言の説明とかということ、例えば注意報と警報って、僕、いつも例を出すんだけど、注意報ですよ、警報というのはそのランクの上のやつですよとか、わかりやすい言葉を入れていただくと理解しやすいのかなという意見です。

○ 小林博次委員長

この前からこの避難所の問題は、名称がわかりにくい、わかりづらいということが言われておりまして、そのあたりもう一回理事者のほうから説明をさせます。

○ 加藤危機管理監

早川委員、従前からご指摘をいただいておりますが、わかりにくいという、文言のいわゆる定義につきましては、粘り強く繰り返し繰り返し市民の皆様には正しい理解をしていただくように努めていく必要はあるというふうに思っていますので、今後もしろんな機会を通じて、そのあたりは誤解のないように努めてまいりたいというふうに思っておりますので、そのあたりを文言として盛り込んでいただくという方向でお願いできればというふうに思います。

○ 早川新平委員

ありがとうございました。

何でも理事者に頼むだけではいかんをやけれども、やっぱり繰り返し広報なりに入れていっていただいて、理解せんことには、一回やったからええよって、理解というのは多分できないと思いますので、何か工夫して、市民の方にわかっていただかないと、理事者側がわかっておっても意味がないので、その言葉の意味、緊急避難場所、指定避難所、そのところを自治会なり、そういうところで広報してもらおう、繰り返しやってもらおうことが僕は重要かなとは思いますが、よろしいでしょうか。

○ 加藤危機管理監

何度もご答弁申し上げますけど、そのあたりは、今後、より努力してまいりたいというふうに思います。一方で、8番の3行目に記載がございます、情報伝達体制などを見直す必要があるという文言がございますが、情報伝達体制自体は大きく今後も変わるものではないというふうには思っておりますので、幾ら私どもが情報伝達体制を充実させて、いろんな媒体を使ってお知らせさせていただいたとしても、早川委員ご指摘のような言葉の定義の理解が不足しておられますとこちらの意図が伝わりませんので、今後、見直しというのは、若干、私は個人的には批判になる部分ではございますけれども、正しく理解をしていただくような努力は最善を尽くしてまいりたいというふうに思います。

○ 小林博次委員長

そんなことでよろしいか。

○ 樋口博己委員

8番の2行目なんですけれども、行政が災害情報の周知を怠りという言葉なんですけど、四日市のことを言っていないので、ほかの行政のことを言っておると思うんですけど、怠ったというのは、怠ったというふうに言い切ってしまうといいのかなと思ったりするんですけども、不足したとか、何か……。

○ 小林博次委員長

この行政要望は、西日本の集中豪雨のときに避難指示がなかったとか、遅かったとか、こういうことがあったので、四日市で今のところそういうことはないんやけど、怠るなよと、こういうことを要望しておく必要があるのと違うかなということです。世間の例で指摘しておいたほうがいいかなと。

○ 樋口博己委員

そうすると、四日市に対しては強く要請するために、あえてこういう言葉を使ったということですよ。わかりました。

これはよそに、ひとり歩きにすることはいいですよ。わかりました。

○ 小林博次委員長

条例上は、大体修正させて、提案させていただいたように、集約させていただきたいなと思っています。議論として、後でも少し避難場所の点では議論がありますが、市民の皆さん、やっぱり緊急避難所とか指定避難所とか、わかりづらいということがあるので、そのあたりは、もし要望が整理できるのなら整理しておいてほしいなというふうには思っているんです。

例えば、とりあえず逃げ込むところでも、体が弱った人たちは地域の緊急避難所と言われるところから移動せずに、そこで避難生活を始めることもあり得るかなと思うので、避難場所、別に緊急とか緊急でないとか言わなくても、避難場所はここなんやなということがわかる方法がいいのかなと思うんやわね。だから、そのあたりをまた十分ご検討ください。

それから、次に、避難所で生活するって、生活する場所は避難所という名称でなくても、当然避難しているわけですから、そこで生活を維持するためのそういう名称に変更されてもいいのかなという気がせんではないんです。これはまとまった意見ではありませんが、行政側でそのあたりをご検討しておいてください。

○ 伊藤嗣也委員

避難する場所に、委員長のお話の中で、看板とか、何か立て札でも何でもいいですけど、そういう場所なんだよということを明示するということもご検討いただければなと思います。

それから、もう一点ですけれども、今、各地の、例えば集会所、公民館の中で緊急避難所というふうになっているところは、自治会単位で備蓄をいろいろ、住民の自治会費の中からですか、備蓄していつていると思うんですけれども、その辺も、どういうものが要るかというのを、先ほどの委員長のお話じゃないんですけれども、どれぐらいの期間そこで過ごすというのも前提になってまいりますので、今後大切なことかなと思いますので、まず、弱い方、高齢の方とか子供たちがそこへ避難するのかなと思うと、非常に大事な施設かなというふうに思っていますので、よろしくご検討をお願いいたしたいと思います。

○ 小林博次委員長

危機管理監、ちょっと答える。

○ 加藤危機管理監

まず、避難場所をよりわかりやすくしていくというところは、現状わかりにくいということであれば、そのあたりは今後、よりわかりやすく取り組みを進めていく必要があるというふうに思っております。

○ 小林博次委員長

よろしいですか。

提案させていただいたように、条例素案の修正をさせていただきます。それから、行政要望の8番は追加させていただきます。そんなことをご了承ください。

その次に、前回、今回の修正案には反映していませんが、22番の避難所の整備、これがありました。このあたりいま一度市民文化部のほうから現況説明をしていただくようにしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○ 山下市民文化部長

市民文化部長の山下でございます。

お手元に、防災対策条例調査特別委員会の緊急避難所に係る集会所建設補助金の加算についてというペーパー、裏表で1枚と、タブレットですと、特別委員会の07の市民文化部のところをお開きいただきたいなというふうに思います。

ご指摘の緊急避難所に係る集会所、要するに、いわゆる集会所を緊急避難所に指定をし

ているところにつきましては、平成24年度から、少しその防災上必要な整備とか模様がえ、そういったことをやる場合については、工事費の補助対象経費の20%を別途加算して、支出をしております。その内容につきましては、この2番を見ていただきますと、平成24年度4件から、平成29年度はございませんでしたが、こういった内容のものが緊急避難所の集会所、そういったところで整備を進めていただいているという状況でございます。この20%増しでございますけれども、補助限度額としては360万円と、こういう形で今現在運用をしているところでございます。

現状は以上でございます。

○ 小林博次委員長

ということですが、伊藤委員、よろしいですか。

○ 伊藤嗣也委員

せっかく資料をいただいたので、この上乗せって非常にいいことだと思うんですけど、例えば西日本の今回の豪雨においても、夏という暑い時期でしたよね。避難された方々の避難所が空調、クーラーの問題で大変ご苦労されたというふうにテレビ等で見ておりますが、緊急避難所の上乗せ分、クーラー、エアコンは対象になっておるのかどうかというのを教えていただければと思うんですけど、ちょっと細かくなって申しわけございません。

○ 小林博次委員長

いやいや、結構ですよ。

○ 矢田市民生活課主幹

市民生活課の矢田でございます。

先ほど伊藤委員のほうからご質問いただきました、緊急避難所におけるエアコンの修繕についてですが、こちらは、現状、防災上、安全上必要な工事ではなくて、環境を維持するための工事ということで、これについては緊急避難所上乗せのほうには該当しないと考えております。

以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員

ありがとうございます。

わかるんですけれども、今回のように、真夏、今度は真冬かもわかりません。災害が起こるかもわからないので、一度エアコンもご検討いただければということをお願いして、終わりたいと思います。

○ 小林博次委員長

という要望です。

部長、何か答弁ある。よろしい。

○ 山下市民文化部長

直接的にこの防災のあれと関係ないんですが、平成29年度から工事の補助対象額を、今まで50万円以上やったやつを30万円に引き下げて、要するにエアコンなんかをつけやすくしたというような状況の変更はかけてきておりますので、今後、地域がどういった状況かも含めて、地域の意見も聞きながら検討していきたいというふうに思います。

以上でございます。

○ 小林博次委員長

よろしいか。

○ 早川新平委員

本筋からずれるので、今、集会所のエアコンの設置って、つかんでみえるの、設置率。ない集会所があるとか、ないとか。よろしいですか、それ、聞いて。

○ 矢田市民生活課主幹

市民生活課の矢田でございます。

先ほど委員さんおっしゃられましたように、エアコンの設置率については把握はしていないんですけれども、それぞれ各自治会さんのほうから、集会所にエアコンをつけたいであったりとか、増設したいであったりとか、そういった工事については適宜対応いたしております。

以上でございます。

○ 小林博次委員長

この22の避難所の整備、これはこういうことでよろしいですか。

その次に、24の水害対策、水害対策を総合的な治水対策の推進に戻してはという提案をいただきました。検討させていただきましたが、この問題については、土砂災害対策とともに豪雨対策に特化させるという形にしたわけですが、ハード事業は国、県管理でございます。市の対策のみによっては総合的と言い切れないと、こういうことがありましたので、分けさせていただいたという背景がありましたということですが、よろしいでしょうか。分けたほうがすっきりすると。

その次に、25条関係、第25条の土砂災害対策で前回意見をいただきました。これについては、条文の解説を、液状化など、地域特性を踏まえた内容とすることについてということでしたが、この土砂災害対策、あくまでも集中豪雨、豪雨等による土砂災害、こういうこととして位置づけております。土砂災害は地域特性も大きいんですけれども、四日市でも広島県のような土砂災害が発生する可能性は十分にあるのではないかとということ、それから、液状化対策は具体的なことがもしあれば、行政要望で言ったほうがいいのではないかなと、こういうことです。

別の項で液状化対策をうたっていますので、この項とは分けたほうがいいのかと、こういうことでございます。

森委員、どうでしょうか。

(異議なし)

○ 小林博次委員長

きょう予定した審査事項は大体そんなことです。

それから、その次に移りたいと思いますが、四日市市自治会連合会との会合、四日市市自治会連合会の役員会が9月20日に予定をされております。4時15分からです。場所は、総合会館7階第2研修室。自治会は7名の役員全員が出席する予定だと、こういうことでございます。

これも四日市市自治会連合会が役員会でちょっと説明してということですから、また出

かけさせていただこうかなと、こんなふうに思っていますので、ご了承ください。

それと、この四日市市自治会連合会さんとの会合に行くと、意見もあるのではないかと
いうふうに思いますから、パブコメの回答を少し遅らせていただく必要があるのではない
のかなと。パブコメの回答を10月に延期させていただくとありがたいと思います。

ちょっと、事務局、説明してくれる。

○ 伊藤議会事務局主事

こちら、パブリックコメントの延長につきましては、パブリックコメント自体は行政手
続法に規定されておいて、通常、理事者のほうが、条例など策定を行う際にそれにのっ
って行うというところなんですけれども、こちらのほうで規定されておるのが、条例の公
示日以前であれば回答の公開をすればよいという形にはなっておりますので、特に募っ
てから回答の時期というところは設定はされておきませんので、特に延長しても規定上触れ
るようなところはないというところでございます。

ただ、今までの事例というところでいいますと、四日市市障害を理由とする差別の解消
を推進する条例のほうでは、3月30日に意見募集を締めて、その後5月15日に公開とい
う形で、1カ月半程度で公開時期を設定しておりますので、その点につきましては、今回、
防災条例は8月3日に締め切りを行っておりますので、仮に10月の中旬というような形で
設定した場合には、2カ月半という、前例に従っては1カ月程度おくらせてしまうとい
うような事情にはなりません。

また、開催のほうが、次回が10月2日、また、次々回が10月9日というのが、一応設定
のほうがありますので、こちらのほうで了承をいただいた状態で回答というところで、大
体10月の中旬ぐらいというところで見込んでおるというところでございます。

以上でございます。

○ 小林博次委員長

ありがとう。

ということで、四日市市自治会連合会さんと会って、多分話もあると思うので、それを
聞いて、その後回答する。変更が生じるようなことがあれば、10月2日の委員会、もしく
は10月9日、または10月31日も予定していますから、このいずれかでまた相談させてい
ただいて、決定させていただく。こんなことで対応させていただきたいなと思っていますの

で、よろしくお願いをしたいと思います。

○ 樋口博己委員

パブコメしながら、四日市市自治会連合会さんとの意見交換というのは、しかるべきものなのかなと思っているんですけど、タイミング的に、この委員会はきょうきのう始まったわけでもないのに、パブコメするタイミングをご存じじゃなかったのかなと思う中で、このタイミングで役員会というのを、懇談会をするに当たった、この時期になってしまった経緯ってあるんですかね。

別に11月定例会議会に上程して、条例施行にはスケジュール的には問題ないと思っておるんですけど、議会の中でも、違う特別委員会の立ち上げに当たって、ちょっとスケジュールが厳しくなってきたのかなというご意見も聞こえてまいりますので、ちょっとその状況の説明がもし何かあれば教えていただきたいと思います。

○ 小林博次委員長

特別には聞いていませんが、実際問題、意見を聞いて、意見を聞く前に答えを出したのでは若干まずいかなと、そういうことがありますから、配慮させていただいて、次の機会に、ですから、自治会と四日市市自治会連合会さんの役員会と話をした後にもう一回委員会を開いて、そこで再説明を行う。こういうことで対応したほうがいいのではないのかなと、こういうことです。

○ 樋口博己委員

そういうことであればやぶさかではないと思っておるんですが、最後、意見として、以前に一部連合自治会さんとの意見交換もされた後で、今回は四日市市自治会連合会さんの役員会とされたと思いますので、その辺の流れ的には、四日市市自治会連合会さんも少し前後したのかなという思いはいたします。意見として。

○ 小林博次委員長

感想としては、委員会の意見を全体聞かせてもらって、その後、実際に現場で対応しているのは自治会ですから、そこで議会の意見を聞いた上で、さまざまな意見を出す、もしくは意見交換をする、こういうことを望まれたのかなと、こんなふうに思っています。よ

ろしくお願いします。

そういうことで、先ほども言いましたが、一応委員会の予定としては、19回目が10月2日、20回目が10月9日、21回目が10月31日、これは予定していますが、あと、必要がなければ自動的に委員会はなくなります。そういうことでご了承願います。

きょうはこれで全部やな。

では、どうもありがとうございました。

10 : 48 閉議